

くまもとグリーン農業マーク使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、「くまもとグリーン農業」生産宣言・応援宣言制度実施要領に基づき、「くまもとグリーン農業」(以下「グリーン農業」という。)で使用するマーク(以下「マーク」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(「くまもとサプライズ」キャラクターとの関係)

第2条 マークの使用に関しては、令和5年6月23日付け知事公室くまモングループ課長と農林水産部生産経営局農業技術課長との確認書に基づき、当該使用管理規程を適用し、「くまもとサプライズ」ロゴ・キャラクター使用規程の手続は不要とする。

(マークの種類)

第3条 グリーン農業で使用するマークとして、グリーン農業の周知・推進のために使用するシンボルマーク、くまもとグリーン農業生産宣言(以下「生産宣言」という。)を行った農業者等がグリーン農業への取り組みを農畜産物に表示できるグリーン農業表示マーク(以下「表示マーク」という。)、くまもとグリーン農業応援宣言(以下「応援宣言」という。)を行った応援企業等が使用できるグリーン農業応援マーク(以下「応援マーク」という。)の3種類を設ける。

(シンボルマークの使用)

第4条 グリーン農業のシンボルマークは、別表「マーク一覧」に記載された「シンボルマーク」を使用する。

2 シンボルマークの使用は、県内の市町村、生産宣言又は応援宣言を行ったJA等が行うグリーン農業の周知・推進のためのポスター、チラシ、広報等に限定し、農畜産物やその加工品、飲料及び食品に表示することはできない。

(表示マークの使用)

第5条 表示マークについては、別表「マーク一覧」に記載された「表示マーク」を使用する。

2 表示マークは、生産宣言を行った農業者等がグリーン農業に取り組んだ農畜産物(食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)で定義される農産物・畜産物、農産物を単に乾燥しただけのもの、農産物をそのまままたは乾燥させ粉砕しただけのもの及び茶)に添付するシールや包装容器・包装箱、PR用ポスター、チラシ、名刺等に使用できる。

3 流通・小売業者及び米の販売業者等(精米工場を含む)は、生産宣言を行った農業者等の依頼があった場合かつ応援宣言を行っている場合に限り、農畜産物に表示マークを表示することができる。

(応援マークの使用)

第6条 応援マークについては、別表「マーク一覧」に記載された「応援マーク」を使用する。

2 応援マークは、応援宣言を行った応援企業等が制作するポスター、チラシ、広報等に限定して使用できるものとし、応援企業等が販売する商品(たい肥及び有機農産物のJAS規格で使用可能な資材を除く)及びそのPR、農畜産物やその加工品、飲料及び食品に表示することはできない。

3 有機農産物のJAS規格で使用可能な資材に応援マークを使用する場合には、「この〇〇(資材名)は「くまもとグリーン農業の推進に役立ちます(応援宣言企業名)」と記載する。

(使用の許諾)

- 第7条 マークを使用できる者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係者が報道を目的に使用する場合を除き、あらかじめ熊本県知事（以下「知事」という。）の許諾を受けなければならない。
- 2 シンボルマークを使用しようとする者は、市町村が広報等で使用する場合を除き、別記様式第1号により使用申請を行い、知事は、第4条の使用規定に合致すると認めた場合には、別記様式第2号を申請者へ送付し使用を許諾する。
- 3 表示マーク及び応援マークは、宣言の申出書提出をもって使用申請とし、知事が交付する宣言書をもって使用許諾とする。なお、表示マークを使用できる者は、有機農産物（JAS法）、有作くん100、有作くん、特別栽培農産物、エコファーマー、環境負荷低減事業活動のいずれかに取り組む宣言の申出書を提出した者に限る。

(表示マークの利用と信頼性の確保)

- 第8条 表示マークを使用する際は、宣言書に記載されている宣言番号を表示マークの左下に表示する。
- 2 生産宣言を行った農業者等は、生産履歴記帳に取組み、生産履歴には、作物名、栽培概要、施肥及び農薬使用状況等を記帳する。
- 3 知事は、生産宣言の取組みが行われていないと認められる場合は、マークの使用を制限することができる。

(マークの取扱い)

- 第9条 使用者は、県が作成したマークの基準に従い、自ら印刷、シールの作成等を行い、使用する。
- 2 マークは、カラーで使用するとし、表示マークについては単色、グレースケール、くまモンの指定色の黒及び赤の2色、黒及び緑の2色、黒、赤及び緑の3色での使用も認める。
- 3 マークの使用料は、無料とする。

(使用の非独占性等)

- 第10条 知事の使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

- 第11条 県は、この規程による使用申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第12条 県は、マークの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、マークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理すること。
- 3 使用者は、マークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

(情報の公開)

- 第13条 知事は、マークの使用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、農林水産部生産経営局農業技術課が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 この規程は、平成23年10月6日から適用する。

附則 この規程は、平成25年4月10日から適用する。

附則 この規程は、平成26年11月27日から適用する。

附則 この規程は、平成27年9月11日から適用する。

附則 この規程は、平成28年3月31日から適用する。

附則 この規程は、平成30年3月28日から適用する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から適用する。

附則









(適用期日)

1 この規程は、令和5年6月29日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の適用の際、改正前のくまもとグリーン農業マーク使用管理規程に基づき使用が許諾されていたシンボルマーク、表示マーク及び応援マークについては、令和7年3月31日まで使用することができる。

別表「マーク一覧」

<p>シンボルマーク</p>	 <p>©2010 熊本県くまモン</p>		
<p>表示マーク</p>	 <p>0-00000 ©2010 熊本県くまモン</p> <p>カラー</p>	 <p>0-00000 ©2010 熊本県くまモン</p> <p>単色</p>	 <p>0-00000 ©2010 熊本県くまモン</p> <p>グレースケール</p>
<p>表示マーク</p>	 <p>0-00000 ©2010 熊本県くまモン</p> <p>2色 (黒・赤)</p>	 <p>0-00000 ©2010 熊本県くまモン</p> <p>2色 (黒・緑)</p>	 <p>0-00000 ©2010 熊本県くまモン</p> <p>3色 (黒・赤・緑)</p>
<p>応援マーク</p>	 <p>©2010 熊本県くまモン</p>		